

RM インフォメーション VOL.16 INFORMATION 2004.4

●発行 株式会社日本アルマック 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5桜井ビル4F TEL : 03-3288-2755 FAX : 03-3288-2757

4 月 号 C O N T E N T S

- ジャパネットたかたに見た危機対応の極意
- リスクファイナンスとしての保険活用 第15回「保有と移転」
- 経営者のためのリスクマネジメント講座 第16回「リスク分析」
- 時流を読む 「企業情報不正開示による賠償訴訟が容易に」

情報流出と信用損失リスクマネジメント

ジャパネットたかたに見た危機対応の極意

個人情報流出のニュースが後を絶ちません。人為的なケースがほとんどで、流出企業としても被害者意識は少なくないでしょう。しかし対応を誤ると、取り返しのつかない信用損失につながるのも事実です。

このたび数十万人とも言われる顧客データが外部に持ち出されたのが、通販業界大手のジャパネットたかたです。高田明社長の軽妙な語り口によるテレビショッピングが話題となり、92年に14億5,000万円だった年間売上高は、03年には約705億円に上りました。

この急成長企業が今回の危機的状況にどう対応するのか、いやがおうにも関心が集まります。しかしそこはさすが高田社長と言うべきでしょうか、大胆かつ迷いのない経営判断を見せてくれました。

まず記者会見の席上で、高田社長はいつもとは全く異なるトーンで、データが漏れたおそれのある98年当時の情報流出への認識の甘さ、システム変更を早く処理しすぎたことへの反省などを淡々と述べました。また自社ホームページ上では、3月9日から4日間、「お客様情報漏洩に関するお詫びとご報告」を毎日更新。同社の対応について報告しています。

そして内部調査を進める一方で、当時社内

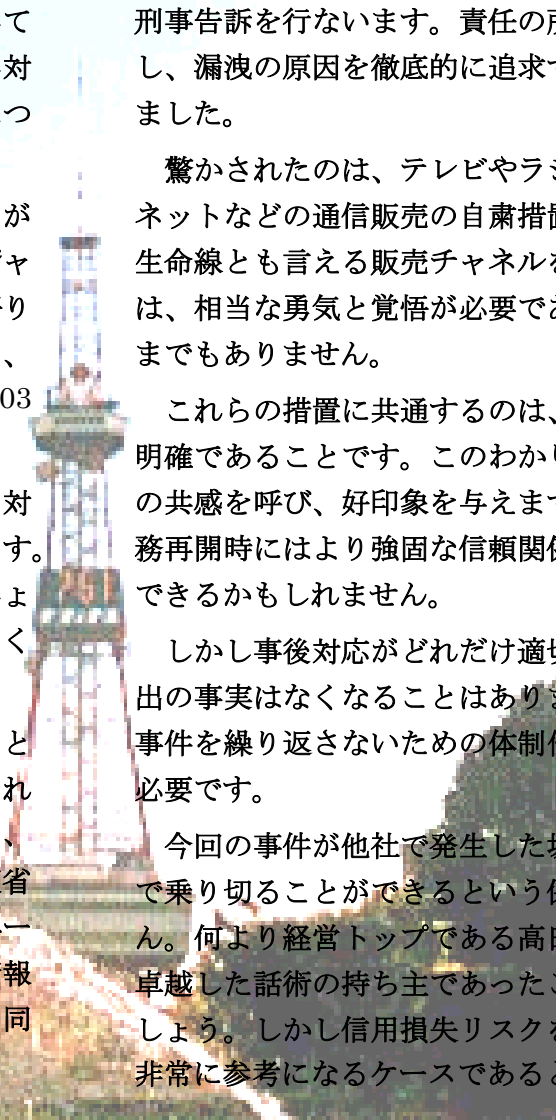
にいた人間による犯行の可能性が高いと判断し、刑事告訴を行ないます。責任の所在を明らかにし、漏洩の原因を徹底的に追求する姿勢を見せました。

驚かされたのは、テレビやラジオ、インターネットなどの通信販売の自粛措置です。同社の生命線とも言える販売チャンネルを停止することは、相当な勇気と覚悟が必要であることは言うまでもありません。

これらの措置に共通するのは、すべて迅速で明確であることです。このわかりやすさは顧客の共感呼び、好印象を与えます。さらに、業務再開時にはより強固な信頼関係を築くこともできるかもしれません。

しかし事後対応がどれだけ適切でも、情報流出の事実はなくなることはありません。同様の事件を繰り返さないための体制作りにも注目が必要です。

今回の事件が他社で発生した場合、同じ対応で乗り切ることができるという保証はありません。何より経営トップである高田社長自身が、卓越した話術の持ち主であったことは大きいでしょう。しかし信用損失リスクを考える上では、非常に参考になるケースであると言えます。



リスク ファイナンス としての 保険活用

第15回 複数物件の火災保険

店舗や事務所などを複数所有している企業にとって、火災保険の支払い保険料は小さいものではありません。とはいえ、補償範囲を小さくして保険料を下げるのは不安が残ります。

今回は、保険内容はほとんど変えず、所有物件のスケールメリットを生かすことで、火災保険のコストダウンをする方法をご紹介します。

自動車保険には、複数の自動車を個別に契約するのではなく、1つの契約にまとめることで、保険料が割引になる制度があります。火災保険にも同じようにスケールメリットを生かせる契約方式があることをご存知でしょうか。

それは「多構内特殊包括契約方式（マルチロケーション方式）」と呼ばれるもので、店舗や事務所、工場などを複数所有している場合、一定の契約条件を満たせば、これらを1つの証券で包括的に契約することができます。

マルチロケーション方式には10%の割引が適用になるため、従来の保険料よりも最低でも10%のコストダウンが可能です。さらにマルチロケーション方式の保険料は、各物件の保険料率を「加重平均」した平均料率をもって算出しますので、保険金額の高い物件の料率が低い場合、全体の保険料率が低くなり、保険料も安くなる可能性があります。

コストダウン以外にも、複数の契約をまとめることで管理の煩雑さが解消でき、また中途取得した物件は自動付帯される（満期時に精算が必要）などのメリットがあります。

また、「支払限度額方式（ファーストロス方

式）」を組み合わせることで、さらにコストダウンすることができます。

所在地の離れた物件が、一度の事故で同時に被害に遭う可能性はきわめて低いと言えます。この考えを利用して、全物件の合計保険金額の範囲内で、1事故あたりの支払限度額を設定するのがファーストロス方式です。

たとえば図1のように、保険金額の異なる4物件を所有しているとします。最大で20億円の補償ですが、仮に物件が地域的に離れていれば、1事故で複数物件が被害を受ける可能性はほとんどありません。つまり1事故の最大損害額は、Aが罹災した際の10億円と予想できます。

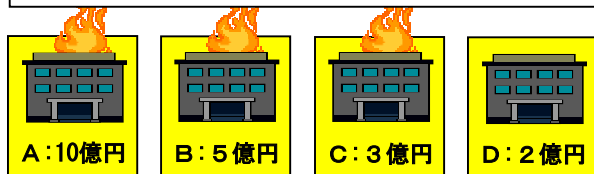
つまり、図2のように4物件全体に対する支払限度額を10億円に設定すれば、いずれの物件が全焼しても損害額は10億円以下。保険金は全額支払われます。

保険料の割引率は、支払限度額の設定により異なりますが、場合によってはマルチロケーション方式と合わせ20~30%程度の割引も可能です。

繰り返しますが今回ご紹介した契約方式は、保険金額など一定の条件を満たしている必要があります。詳しくはお問い合わせください。

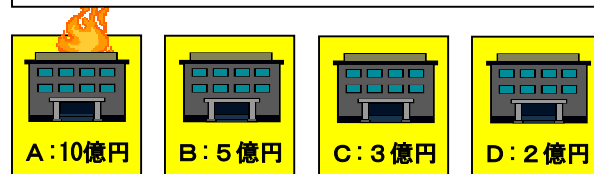
【図1】 保険金額20億円

同一火災で複数の物件が全焼しても全額補償



【図2】 保険金額20億円、支払限度額10億円

単独火災ならどの物件が全焼しても全額補償



リスクマネジメントの実践～リスク分析

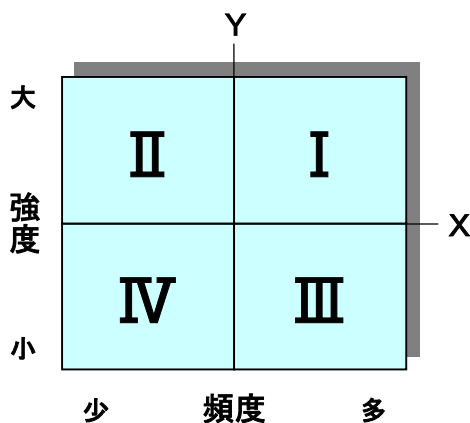
リスクとは、将来発生するかもしれない損失の可能性です。毎年発生している損失は意識できますが、数年、もしくは数十年に一回発生するかどうかというものまでは、なかなかリスクとして意識できないものです。このようなリスクに対して準備をするかどうかは、その人の感性によってまちまちです。

組織は多くの人間によって構成されますから、その認識にズレが生じるのは当然と言えます。役員会においても、何のリスクに備えるべきかの決断が出来なければ、予算組みや人事配置は出来ません。したがって、組織の構成員が同じ認識を持つために、リスクを分析することが必要になります。そして、リスクの強度や頻度から見た上で、何のリスクに対して最初に対策を打つべきかを決断しなければなりません。

そのためには、調査で得られたデータをリスクマトリクスにプロットして見ることです（図参照）。

そうすると、いろいろなことが見えてきます。その特徴を見てみましょう。

【図：リスクマトリクス】



強度 … 一定期間内の総損失額または一件あたりの損失額 など
 頻度 … 一定期間内の総損失件数 など

「I」のリスク

- ①強度も頻度も高い
- ②このリスクが起こると会社は危ない
- ③最も早く対策を打つ必要がある
- ④保険では引き受けられない可能性が高い

「II」のリスク

- ①強度が高いが、頻度は低い
- ②たまにしか起きないが、起きたときの損害は大きい
- ③事故や災害などの純粹リスクが多い
- ④保険でカバーしやすい

「III」のリスク

- ①強度は低いが、頻度が高い
- ②損害は小さいが頻繁に起きる

「IV」のリスク

- ①強度も頻度も低い
- ②たまにしか起きず、損害も小さい
- ③リスクを自己保有するのに適している
- ④保険をかける必要性が低い

自社のリスクをマトリクス上に落としてみましょう。目安としては、横軸Xを自社の事業危険値（I、IIの損害が起こると企業存続が危ぶまれる）、縦軸Yを1年間（I、IIIのリスクは1年以内に起こり得る）と仮定するとわかりやすいと思います。

対策の優先順位や、保険を使うべきリスク、保険では対応できないリスクなど、特徴が見えてきませんか。これにより、リスク対策手法である、リスクコントロールとリスクファイナンスの方向性が見えてくるはずです。

今回は「経営の意思決定」

株式会社日本アルマック 代表取締役
 日本リスクコンサルタント協会 専務理事
 浦嶋 繁樹

時流を読む

リスクに対する感性が高まれば、自然と時代の「先」を読む力が備わってきます。最新ニュースをリスクマネジメントの視点で分析し、今後の展開や社会への影響を予想してみましょう。

企業情報不正開示による賠償訴訟が容易に

金融庁は年内にも、上場企業が経営情報を開示しなかったことで損害を被った投資家を救済するため、証券取引法を改正する方針です。具体的には、不正開示によって株価が下落した場合の、投資家による企業への賠償請求訴訟を容易にします。

現行の証取法にも、不正開示をした場合は投資家に賠償する民事責任規定がありますが、これは新規に株式を発行する場合に限っており、流通している株式については対象になりません。また、不正開示と株価の下落の因果関係も含め、投資家自ら損害額を証明する必要がありました。

たとえば経営破たんした山一証券の例では、元従業員らが購入した自社株で損害を被ったとして、東京地裁に裁判を起こしました。しかし山一の情報開示と株式購入の因果関係が明確でなく、損害額も立証できず、賠償請求は却下さ

れています。個人投資家などにとってはこの立証のハードルはあまりにも高く、民事責任規定を利用した判例はほとんどありません。

しかし新設予定の救済規定によれば、流通している株式の売買で被害を受けたときも対象となります。さらに投資家の損害額を算出する一定の規定を設けます。損害額は、不正開示発覚時から前後1ヶ月間の平均取引価格と、投資家が処分したときの取引価格の差額になる予定です。

個人情報保護法の施行も来年に控えており、企業にとっては情報に関わる賠償リスクは甚大なものになるでしょう。社内情報を管理し、リスクを正確に開示する力が求められます。そして誤った情報は迅速に訂正するといった、広報力も重要になるでしょう。

本コーナーは、(株)日本アルマック主催「全国リスクマネジメント研究会セミナー」の内容を編集したものです。セミナーの概要、参加申込方法等については、お気軽にお問い合わせください。

編集後記

3月26日に起きた六本木ヒルズの回転ドア事故。実は同ビルでは開業以来、回転ドアによる負傷事故が32件も起きていたようですね。まさにハイインリッヒの法則そのままです。

さて、原因究明と再発防止に関する報道が連日なされていますが、亡くなった男児を連れていた母親の注意不足を指摘するようなものは一切見られません。被害者に対する配慮としては当然かもしれませんが、今回の事故が起きてしまったハザードの一つではないかと考えられます。

少なくともあんな巨大な自動ドアを、「安全」と疑わない都会の感覚こそおかしいのでは？と田舎者の私は思います。(米原)

RM INFORMATION 2004.4
VOL. 16

2004年4月発行 定価400円(税別)

ご意見・ご要望は上記までお寄せください。